

令和2年4月1日 現在
人口: 238,530人
世帯数: 109,676世帯
面積: 27.09km²



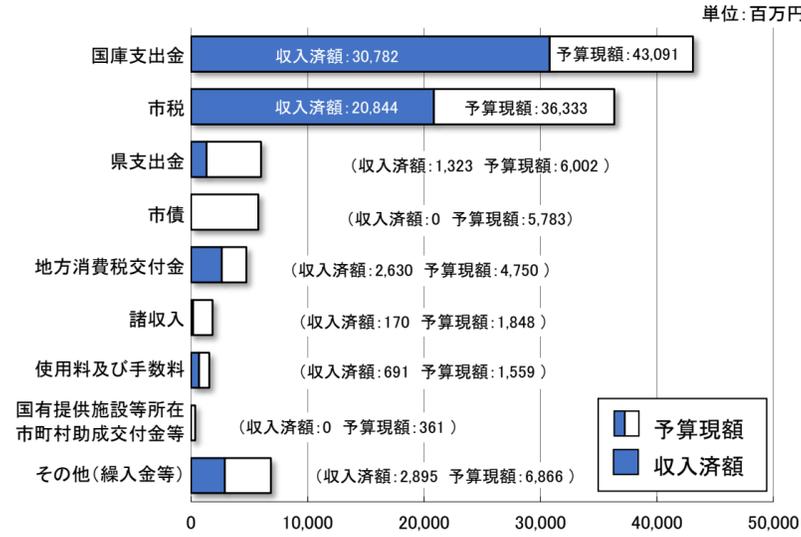
大和市の財政状況

地方自治法第243条の3第1項及び大和市財政状況の作成および公表に関する条例の定めるところにより、財政状況を次のとおり公表します。
令和2年12月1日 大和市長 大木 哲

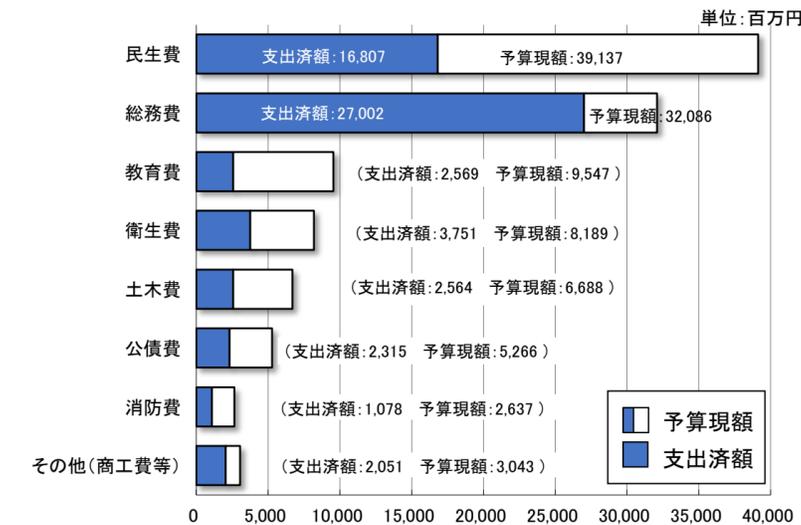
(令和2年12月1日作成)

令和2年度上期 財政状況 (令和2年9月30日時点)

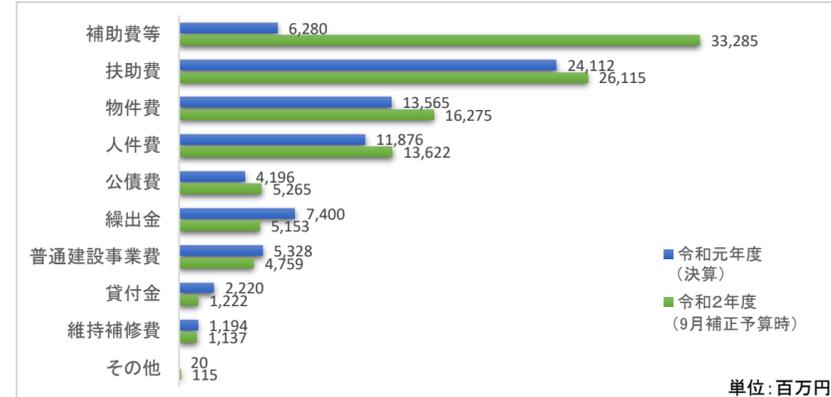
一般会計歳入予算 1,065億9千3百万円 (収入済額593億3千5百万円)



一般会計歳出予算 1,065億9千3百万円 (支出済額581億3千7百万円)



一般会計の性質別歳出



特別会計・企業会計の予算状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	21,866 百万円	21,866 百万円
介護保険事業	16,976 百万円	16,976 百万円
後期高齢者医療事業	3,183 百万円	3,183 百万円
病院事業(企業会計)	12,782 百万円	13,072 百万円
収益的収入および支出 資本的収入および支出	712 百万円	1,486 百万円
下水道事業(企業会計)	6,805 百万円	6,454 百万円
収益的収入および支出 資本的収入および支出	5,127 百万円	6,177 百万円
合計	67,451 百万円	69,214 百万円

市有財産現在高

市有財産	令和2年9月末	令和元年度末
土地	184,249 百万円	199,360 百万円
建物	37,810 百万円	41,229 百万円
基金	13,627 百万円	11,960 百万円
出資による権利	699 百万円	699 百万円
債権	241 百万円	251 百万円
有価証券	51 百万円	51 百万円
合計	236,677 百万円	253,550 百万円

市債現在高(特別会計・病院含む)

借入先	令和2年9月末
政府資金	39,838 百万円
地方公共団体金融機構	22,474 百万円
その他	22,421 百万円
合計	84,733 百万円

一時借入金の現在高
全会計(令和2年9月末) 500 百万円

性質別歳出を家計にたとえると

物件費・補助費等・光熱水費や保険料などの生活費
扶助費……………医療費や保育料など
人件費……………食費
公債費……………ローンの返済
繰出金……………子らへの仕送り
普通建設事業費……………家の建替や増築など
貸付金……………知人・友人への貸付

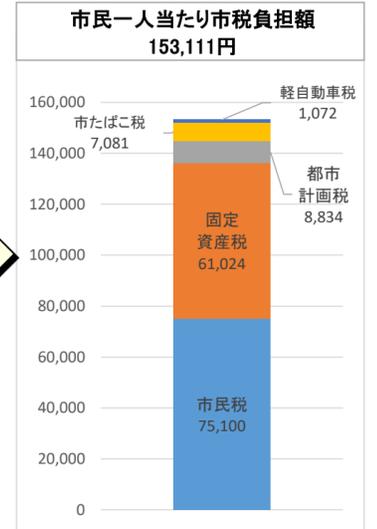
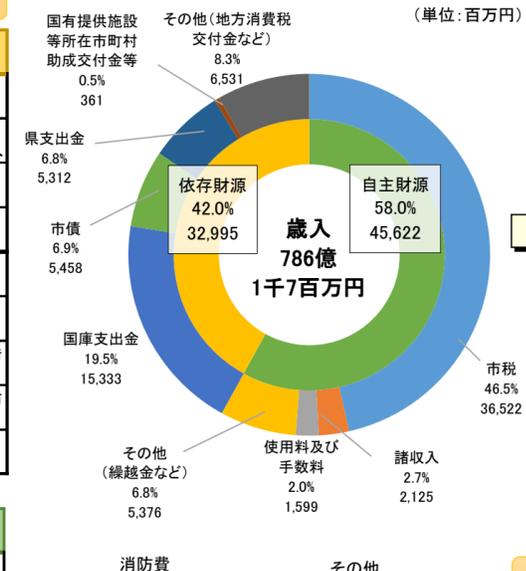
※表内の各数値は端数処理されているため、実際の数値と比べて若干の差が発生している場合があります。

令和元年度 決算

一般会計の状況

歳入 786億1千7百万円	
自主財源	45,622 百万円 (58.0%)
依存財源	32,995 百万円 (42.0%)

歳出 761億9千1百万円	
民生費	35,719 百万円 (46.9%)
土木費	6,647 百万円 (8.7%)
総務費	7,905 百万円 (10.4%)
教育費	8,332 百万円 (10.9%)
衛生費	8,440 百万円 (11.1%)
公債費	4,196 百万円 (5.5%)
消防費	2,699 百万円 (3.5%)
その他	2,253 百万円 (3.0%)



特別会計・企業会計の状況

会計	歳入	歳出
国民健康保険事業	22,283 百万円	22,033 百万円
下水道事業	7,358 百万円	5,256 百万円
渋谷土地区画整理事業	1,056 百万円	1,056 百万円
介護保険事業	15,779 百万円	15,461 百万円
後期高齢者医療事業	2,882 百万円	2,777 百万円
病院事業(企業会計)	12,064 百万円	12,420 百万円
収益的収入および支出 資本的収入および支出	442 百万円	932 百万円
合計	61,864 百万円	59,935 百万円

都市計画税の使途

使途	充当額(千円)
都市計画道路	115,143
公園	33,021
公共下水道	908,579
土地区画整理事業	1,050,481
合計	2,107,224

大和市財政の健全化指標『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』

指標	説明	大和市の値(☆印)	0%	早期健全化の対象となる基準ライン(財政状況のイエロカード)	財政再生の対象となる基準ライン(財政状況のレッドカード)
①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	11.42%	20%
②連結実質赤字比率	全会計を対象とした赤字の標準財政規模に対する割合	— (黒字のため非該当)	☆	16.42%	30%
③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	1.2% (基準未済)	☆	25%	35%
④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	38.2% (基準未済)	☆	350%	
⑤資金不足比率(公営企業)	資金不足額の事業規模に対する比率	— (黒字のため非該当)	☆	20%	

●早期健全化基準: ①~④の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政健全化計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
●財政再生基準: ①~③の指標のうち、1つでも基準以上となった場合、「財政再生計画」を作成し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。

●経営健全化基準: 公営企業会計ごとに算定した資金不足率が基準以上となった場合、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経た上で県知事に報告しなければなりません。
※本市における公営企業会計の対象は、下水道事業会計と病院事業会計です。

(☆印の位置が右へ行くほど財政状況は悪化傾向です)